

静岡県社会福祉協議会ふれあい基金

セルフヘルプグループ活動支援事業実施要領

（「静岡県社会福祉協議会ふれあい基金助成金交付要綱」

別表「3 ボランティア育成・活動推進助成事業」に該当）

1 趣 旨

地域福祉・在宅福祉の向上のために継続的に取り組んでいるセルフヘルプグループ（自助・共助活動組織）が行う事業に対し助成するものとし、その助成に関しては、「静岡県社会福祉協議会ふれあい基金助成金交付要綱」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 助成対象グループ(団体)及び事業(活動)

高齢者や障がい者等が中心となるグループ(団体)で、自立・自助活動を通じて地域福祉・在宅福祉の向上に向けて取り組む事業(活動)に助成する。但し、反社会的勢力、及び反社会的勢力と密接な関わりがある団体は除く。

申し込みは、市町社会福祉協議会会長又は、市町が設置する市町民活動支援センター代表者(*)が推薦するグループ(団体)とする。(*NPO活動支援センター等と名称が異なる場合もある。)

但し、前年度に本事業の助成を受けたグループ(団体)及び前年度から過去5年間にふれあい基金から2回以上助成を受けているグループ(団体)は対象外とし、次の事業(活動)は対象としない。

- ①営利を目的とする事業
- ②学術的な調査研究事業
- ③地方公共団体等の委託を受けて行っている事業
- ④助成決定時点で既に完了している事業
- ⑤申込書に記載以外の事業（申込内容に基づき審査・決定をしているため）

3 助成額及び対象経費

(1) 助成額

1グループ(団体) 20万円以内

(2) 助成対象経費

謝金(外部から招いた講師・公演者への謝金のみ)、旅費交通費(外部から招いた講師・公演者の旅費交通費のみ)、通信運搬費(電話代は除く)、消耗品費(外部から招いた講師・公演者の昼食代及び飲料代を含む)、印刷製本費、賃借料、備品費、保険料

(3)助成対象外経費

- ① グループ(団体)の経常的な運営経費(活動者の人件費・報酬、家賃、光熱水費、電話代、施設整備費)
- ② パソコンやコピー機等、組織運営のため日常的に使用する備品や物品購入費
- ③ 助成が適切でないと判断する経費(視察・研修旅行費等)

4 助成対象期間

年度内(助成をした年の翌年3月末日)とする。

5 助成事業の採択

静岡県社会福祉協議会会長は、静岡県社会福祉協議会ふれあい基金運営委員会の意見を聞き、助成先、助成事業の採択を行い、別に定める日までに推薦者宛に通知する。

6 助成事業、資機材への表示

助成事業開催資料(要綱等)又は資機材には、「静岡県社会福祉協議会ふれあい基金助成」を明記(表示)する。

7 申請方法

所定の「申込書」に必要事項を記入の上、郵送又は直接持参の方法で別に定める日までに、静岡県社会福祉協議会へ申し込む。

なお、添付書類を含む申込書類は、返却しない。

附 則

この要領は、平成21年度分の助成金から適用する。

附 則

この要領は、平成22年度分の助成金から適用する。

附 則

この要領は、平成26年度分の助成金から適用する。

附 則

この要領は、平成31年度分の助成金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年度分の助成金から適用する。